

## 6 薬品管理

### (1) 保健室の医薬品等の管理

学校には、学校保健安全法第7条により保健室の設置が定められており、その備品においては、「学校保健法及び同法施行令等の施行にともなう実施基準について（昭和33年6月16日付け文体保第55号文部省体育局長通達）」の通知の中で、具体的な品名が記載されている。

また、保健室の医薬品は、学校における児童、生徒、職員の救急処置等に使用されるもので、その品目（内服薬、外用剤等）は、おのずから限定される。しかし、遠足、修学旅行、登山等の学校行事や総合的な学習の時間での野外活動の携行用救急医薬品及び歯科用薬品（歯の染色剤等）を備えている学校もある。

なお、消毒剤等の衛生材料においても、適切な管理が必要である。

#### 購入にあたっての注意

- ア 品目の選定にあたっては、学校の種別や規模、地域の実状等を考慮し、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の指示のもとに決定する。
- イ 数量に関しては、繁用の度合いを考慮し、使用期限のあるものや、長期間保存することにより変質したり、効力が変化したりするものもあるので、小包装のものを購入するなどの配慮が必要である。
- ウ 購入した医薬品等は容器等に購入年月日を明記する。
- エ 医薬品管理簿に記録し、医薬品の適正を図ることが必要である。

#### 保管にあたっての注意

- ア 医薬品の変質を早める一般的要素は、光、高温、湿度である。したがって、薬品棚の設置場所として避けなければならないのは、直射日光のあたる場所、暖房器具の近く、湿気が多い場所である。また、救急箱の管理にも十分配慮すること。
- イ 薬品の保管場所には、盗難、無断持ち出しができないように施錠すること。
- ウ 医薬品は、内用薬、外用薬を分けて保管する。毒薬、劇薬は他の薬品と区別し、特に毒薬については常に施錠して保管する。
- エ 保管方法に指示のあるものはそれに従う。  
例：遮光容器に保存・火気を避けて保存
- オ 外観に異常が認められたとき、古くなったものや不審なものは学校薬剤師に鑑定を依頼し、指示に従う。
- カ 衛生材料については、保管場所を明示しておくとともに、定期的に点検し、いつでもすぐ使用できるように整備すること。
- キ 学校薬剤師による「使用薬品管理状況の定期点検」を年度当初に実施できるように学校保健安全計画の中に明確に位置づけしておく。

#### 使用にあたっての注意

- ア 小児は、薬物に対する感受性や代謝能力等が成人と異なる面も多く、発疹、発赤、かゆみ、かぶれ等のアレルギー症状を起こすことがある。医薬品（特に内服薬）の使用にあたっては、学校医等の指示をあおぐ。
- イ 有効性と安全確保のため、医薬品に添付してある添付文書は、よく読んで理解するとともに、ファイル等に整理保管しておくことと便利である。なお、常に最新のものと差し替えておくこと。
- ウ 医薬品を服用させるときは、その薬品の服用指示に従うこと。（服用時間・使用量等）また、内服薬は、水またはぬるま湯を用いること。

- エ 外用殺菌消毒薬は、患部が汚れていると効力が低下する場合がありますので、水道水等でよく洗った後使用すること。
- オ 使用期限の記載のある医薬品は、その期限を守ること。使用期限内のものでも保存状態により成分が変化する場合もあるので、不安なものについては、学校薬剤師の指示をあおぐ。
- カ 医薬品を他の容器に移すことは、極力避ける。
- キ 衛生材料は、用途に応じた適切なものを使用するとともに不潔な取り扱いにならないよう留意すること。

### 医薬品管理簿の一例

医薬品名		効能		使用上の注意		
消毒用エタノール		創傷・殺菌		刺激作用があるので損傷皮膚及び粘膜には使用しないこと。		
年月日	共用（購入）状況		使用量 （払出し）	残量	在庫量 （注）	備考
	規格容量数	共用数量				
24.4.10	500ml×2	1,000ml				薬局より購入
24.4.25			100ml	900ml	500ml×1 400ml	健康診断に使用

（注）実数を点検し記入すること。

消毒用エタノール  
  
索引ラベル

### （２）食品衛生にかかる薬品の管理

調理室等では、施設内の衛生管理を確保するため、多くの薬品（洗浄剤、殺菌剤等）が使用される。

特に、洗浄剤・殺菌剤は、汚れを落としたり、食中毒菌を殺菌するためには非常に有効であるが、濃度が薄いと効果がなく、濃すぎても器具類に残留して食品を汚染してしまう可能性がある。そのため、薬品を使用する際は、適切な方法・正しい濃度で使用することが必要である。

また、使用する薬品は、必要に応じ容器に内容物の名称を表示し、決まった場所に保管するなど、食品への混入することがないように対策を講じることも大切である。

#### 購入にあたっての注意

ア 除去すべき汚れの性質や食器・器具類の材質、さらに使用する水の性質等を十分考えた上で洗剤を選択する。

例：油やタンパク質の汚れ・・・アルカリ洗剤が有効

アルミニウムの食器等・・・酸性洗剤は不可

イ 洗剤は毎日使用するものであるから人体に対する皮膚刺激性、水質汚染や生態系への影響等を十分考慮して選択する。

ウ 長期保存することにより変質したり、効力に変化を生ずるものは必要最小限の量にとどめること。

エ 購入した薬品は容器や包装等に購入年月日を記入すること。

### 保管にあたっての注意

直射日光のあたるところや暖房器具のそば、また湿気の多いところには置かない。

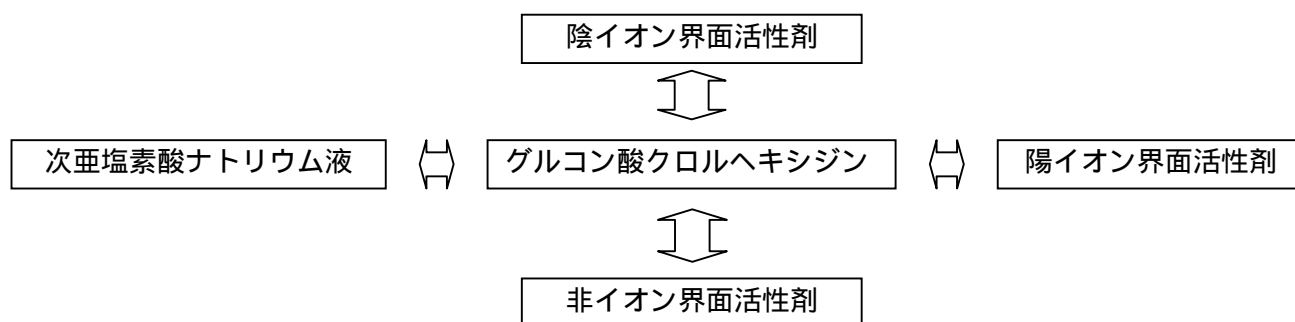
### 使用にあたっての注意

- ア 洗剤の洗浄能力は、その使用量の多さで高まるものではないので、添付文書やラベルに指示されている濃度に従う。

洗剤力の最大限度

}	LAS	0.17 ~ 0.2%
	石鹼	0.2%

- イ 肌荒れ対策として、手袋等を使用すること。  
ウ 用途外使用を避ける。  
エ 調理器具の洗浄・消毒には、食品添加物に指定されていないものは使用しない。  
オ 下洗いにより大部分の汚れは取れるので必ず行うこと。  
カ 野菜や果物等口に入れるものは洗剤を用いない。  
キ 飲み込んだり、皮膚についたり、目に入ったりした場合は流水でよく洗った後、医師の診断を受けること。  
ク 殺菌消毒を行う場合は、濃度の管理を十分に行うこと。  
ケ 次の薬品は配合変化を起こすので混合してはいけない。



### (3) 水泳プールの薬品の管理

プールは、河川や海のように自然に水が交換されている水域と異なり、一定の水量の容器の中で多数の遊泳者が利用するため、感染症予防の観点からも水質管理は重要である。ほとんどのプールは塩素による消毒が行われているが、塩素剤は、強力な酸化剤であるため思わぬ事故を発生させる。特に、固形塩素剤は強力な酸化性物質であり、取り扱いを誤ると発火、爆発等の重大な事故につながる危険性がある。また、使用する塩素剤の種類によっては、プール水の酸性化を引き起こす原因になるため注意しなければならない。

#### 購入にあたっての注意

塩素剤は、温度や吸湿などによって殺菌効果が低下するので購入にあたっては、前年度の使用量を参考に安全を図るためにも小単位の購入をすること。

有効期限のあるものは、経時変化を起こすので必要最小限の購入を行うこと。

例示：DPD 試薬・・・6ヵ月

プール原水の性質や使用機器の特性、塩素剤の性質等を考慮しながら使用薬品を検討した上で最も適した薬品を選定すること。

#### 保管にあたっての注意

- ア 「高度さらし粉」、「塩素化イソシアヌル酸」は、昭和63年5月の消防法の一部改正により危険物として法の規制の対象になっているので安全かつ適正な取り扱いをすること。

- イ 火気、熱、酸、グリース類、硫黄、木炭、油、布等と接触することにより分解又は発火のおそれがあるので注意すること。
- ウ 水にぬれないように乾燥した冷暗所（30℃以下）に保管する。トリクロロイソシアヌル酸は少量の水で三塩化窒素を発生し、水分のある密閉容器の中では爆発する危険性があるので、水を避けて保管する。
- エ 他の容器への詰め替えは避ける。
- オ 児童・生徒の手に触れないように施錠して保管する。
- カ 乳剤を希釈した場合は、不安定なので使用の都度必要量を調整し、また、直射日光の下に放置しない。
- キ 食器、食品、おもちゃ、愛玩動物、飼料、衣類、寝具等はあらかじめ他の場所に移動するか、格納し、薬剤がかからないようにする。
- ク 身体の露出部分をできるだけ少なくして薬剤を浴びないように、また、吸い込まないように注意する。
- ケ 塗装面や合成樹脂は薬剤に侵されやすいので注意すること。
- コ 乳剤や油剤等引火性があるものは火気に注意する。
- サ 皮膚についたときは石鹸水でよく洗い水でうがいをする。目に入った場合は直ちに水でよく洗い流し医師の診断を受けること。
- シ 身体に異常がおきた場合や誤って飲み込んだ場合は、直ちに医師の診断を受け、その薬剤の種類、名前等を告げること。

#### 廃棄にあたっての注意

- ア 不要になった薬剤の廃棄は、原則として学校薬剤師に指示をあおぐ。
- イ 大量の薬剤を廃棄する場合は、業者に委託することが望ましい。

#### （４）その他の薬品の管理

学校には、その他の薬品として衛生害虫駆除を目的とした殺虫剤、ネズミの駆除を目的とした殺そ剤、雑草防止の除草剤、理科の授業で使用する理科薬品、高校の専門学科で使用する薬品等がある。これらの薬品は、人の健康や自然環境に好ましくない影響を与えるものも少なくないのでむやみな使用は避けなければならない。また、これらの取り扱いは、「農薬取締法」「毒物及び劇物取締法」「薬事法」「消防法」等によって規制を受けるものが多く、その取り扱いに関しては十分配慮しなければならない。

なお、詳しくは平成4年3月25日県教育委員会発行の「理科薬品の管理と取扱い」に従い対応すること。

#### 購入にあたっての注意

基本的には、他の薬品と同様の注意が必要である。また、農薬を購入する場合は、対象とする害虫の種類に有効な成分のほかに、害虫のライフサイクル、習性、使用期間、剤型、適用方法等を十分考慮して使用する薬剤を選定する。

#### 保管にあたっての注意

基本的には、他の薬品と同様の注意が必要である。また、薬剤の希釈や散布に使用した器材は十分に洗浄すること。

#### 使用にあたっての注意

同一成分でも剤型により記載事項が異なる場合もあるので「使用上の注意」等の表示事項を必ず読み、定められた用法、用量を厳守すること。